

令和8年度 放課後児童健全育成事業(学童保育)申込のご案内

1. 対象児童

市内在住で、保護者や同居の祖父母（65歳未満 昭和36年4月2日以降の生まれの方）が、就労等の理由により昼間家庭にいない小学1年生～6年生の児童。下記項目のいずれかに該当し、実施時間内（午後7時まで）にお迎え・退出ができる家庭が対象です。

入所基準項目	通年利用 ・ 長期学校休業日のみ利用
(1)家庭外労働	・保護者や同居の祖父母が家庭外で仕事をすることを常態としているため、児童の保育ができない場合（内職等家庭内労働の方は申込みできません）。※下記の「◆就労の要件(学年ごと)」を参照
(2)妊娠中又は出産後	母親が妊娠中であるか、又は出産後間がないため、体調等の理由により児童の保育ができない場合。※出産予定日の前3ヶ月及び出産日の後2ヶ月のうち、必要な期間。
(3)疾病又は障害等	保護者や同居の祖父母が疾病若しくは心身に障害があるため、児童の保育ができない場合。
(4)疾病等の看護・介護	児童の家庭に長期にわたる疾病又は心身に障害等がある者があり、保護者や同居の祖父母が常時その看護・介護に従事しているため、児童の保育ができない場合。
(5)災害復旧	火災や風水害、地震などの災害のため居宅を失ったり破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合。
(6)その他	前記以外で明らかに保育に欠ける児童であると教育委員会が認めた場合。

◆就労の要件(学年ごと)

- ・1日4時間以上及び下記要件で就労している。

学年	4週間平均勤務日数	勤務終了時間（通年利用）	勤務終了時間（長期学校休業日のみ利用）
1～3年生	16日以上	午後3時以降	午後1時以降
4年生		午後4時30分以降	
5・6年生	20日以上		

2. 提出書類 ※学童保育利用申請フォームから提出する場合1、3の書類不要

提出書類をそろえ、江南市役所子育て支援課に提出してください。

1. 放課後児童健全育成事業利用申込書(表裏) ※きょうだい3名までは1枚で申請可。

2. 保護者や同居の祖父母の、児童を保育できない理由の下記必要書類

上記入所基準	必要書類	
(1)家庭外労働	【お勤めの方】勤務証明書①※1	【自営業の方】申立書②と添付書類
(2)妊娠中又は出産後	親子健康手帳（母子健康手帳）の出産日（予定日）がわかるページの写し	
(3)疾病又は障害等	医師による「入院（通院）証明書」、障害者・療育手帳、要介護認定証の写しのいずれか。※同等の内容が確認できれば診断書でも可。ただし、保育ができない理由の記載が必要。	
(4)疾病等の看護・介護	申立書②と同居の看護・介護を受ける方の上記(3)の書類	
(5)災害復旧、(6)その他	申立書②と状況や理由がわかる書類	

※1 3親等以内の親族が経営者の場合、申立書②と添付書類の提出をお願いします。

きょうだいで学童保育の申込みをされる場合、1部のみの提出で可。

保育園の入所申込み時に提出された書類と併用可。（証明日から3ヵ月以内有効）

3. 緊急連絡表・入所までの生活状況票(表面)、誓約書(裏面) ※各児童1名につき1枚必要。

3. 受付期間（令和8年度）

提出期間：12月1日(月)～12月18日(木)

平日：午前9時～午後5時まで 金曜日は午後5時45分まで受付可

※平日午後4時以降は市役所北玄関、南玄関よりお入りください

土曜：12月6日 午前9時～正午まで

日曜：12月14日 午前9時～正午まで

※土日は市役所北玄関よりお入りください

※期間内に提出されない場合は、**待機**となります。なお、待機の場合は別途待機申請用紙の提出が必要となります。

※審査のうち、入所希望者が定員を超える場合、入所選考を行います。

※提出書類に虚偽が認められる場合、申込み・入所許可を取り消すことがあります。

4. 提出先 **※学童保育利用申請フォームから提出する場合書類提出不要**

江南市役所 2階

子育て支援課 放課後児童支援グループ TEL：(平日 9時～4時) 0587-50-0268 直通

上記以外 0587-54-1111 (内線 320)

5. 実施施設

※対象児童が通う小学校区の学童保育所のみ申込可。

小学校区	学童保育所の場所	施設名
布袋小学校	布袋保育園隣地	布袋学童保育所 本室
	布袋小学校内	〃 分室
古知野東小学校	古知野東小学校内	古知野東小学校学童室
藤里小学校	藤里小学校内	藤里学童保育所
宮田小学校	宮田小学校内	宮田小学校学童室
古知野西小学校	古知野西公民館敷地内	古知野西学童保育所 本室
	古知野西小学校内	〃 分室
古知野南小学校	古知野南小学校南門隣	古知野南学童保育所 本室
	古知野南小学校内	〃 分室
門弟山小学校	門弟山小学校内	門弟山小学校学童室
布袋北小学校	布袋北小学校内	布袋北小学校学童室
草井小学校	草井地区学習等供用施設	
古知野北小学校	古北にじいろ会館内	古知野北学童保育所

※小学校区に複数の学童保育所があるところはクラス分けをします。希望はできませんのでご了承ください。

※長期学校休業日については、申込人数により通学する小学校区以外のご案内となる場合があります。

6. 土曜日の実施場所について 【重要】

令和8年度より、土曜日の学童保育は開設場所を集約して実施します。

小学校名	実施場所
古知野東小学校、門弟山小学校	古知野東小学校学童室
古知野南小学校、古知野西小学校	古知野南学童保育所（本室）
古知野北小学校、草井小学校	古知野北学童保育所 (古北にじいろ会館内)
布袋北小学校、布袋小学校	布袋北小学校学童室
宮田小学校、藤里小学校	宮田小学校学童室

土曜日の学童保育を利用する方はご注意ください

7. 実施期間・時間

4月1日～翌年3月31日の1年間。日、祝、12月29日～1月3日は休み。

- ・通年利用（平日）…下校後～午後7時
 - ・通年利用（土曜日・代休日・学校休業日）・長期学校休業日のみ利用…午前7時30分～午後7時
- ※実施時間に関わらず勤務終了次第速やかにお迎えに来てください。

8. 利用日

通年利用の利用日は下校後と土曜日・代休日、学校休業日（春、夏、冬休み）です。

長期学校休業日のみ利用（春、夏、冬休み）の利用期間は、下記のとおりです。

- 春休み 4月1日～給食開始日前日まで (約9日間)
- 夏休み 7月の終業式翌日～9月の始業式まで (7月は約10日間、8月は約25日間)
- 冬休み 12月の終業式翌日～1月の始業式まで (12月は約4日間、1月は約2日間)
- 翌年春休み 3月の修了式～3月31日まで (約6日間)

※利用期間は変更になることがあります。

9. 帰宅・通所

帰宅、夏休み等の通所は保護者が送迎することになります。

※18歳以上・高校生不可

10. 手数料

児童1人につき月額で、下記の表のとおりです。

(単位：円)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通年利用	4,000	4,000	4,000	4,700	6,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
長期学校休業日のみ利用	2,000			2,000	6,000				1,000	1,000		2,000

※手数料の減免※

児童の保護者が生活保護を受けている場合、市町村民税非課税世帯、又はひとり親家庭（母子・父子家庭等）である場合、申請により減免の可否を審査した上で手数料を減免します。該当する方は入所決定後に手続きが必要です。手続きの方法は入所決定時にお知らせします。なお、減免の適用は継続ではありませんので現在入所している方も毎年申請が必要です。申請の際はマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード等）をお持ちください。

11. 注意事項 【重要】

利用決定後、今回申込んだ利用期間は基本的に変更できませんので、ご了承ください。

ただし、下記のような場合は子育て支援課放課後児童支援グループにご連絡ください。

- ・夏休み利用が必要なくなった場合
- ・育児休業復帰を延期した場合
- ・通年利用から長期利用に変更したい場合 等

なお、利用期間を追加することはできません。

学童保育の利用中止（退所）の場合は、随時受付いたします。

中止したい月の前月末までに子育て支援課放課後児童支援グループにて手続きをお願いします。

中止届を提出されない場合は、手数料が発生しますのでご注意ください。

学童申込みの際は、夏休み期間等不要な期間はないか、検討いただきますようお願いします。

12. その他

提出書類等へのご質問は、受付時間内にお尋ねください。

※ 審査・選考の結果は、2月中旬に郵送予定です。

※ 原則、申込後の申込内容変更はできません。通勤時間を含めて要件を満たす場合はご相談ください。

※ 審査の際に、現在お子さんが通所している施設等に調査をさせていただく場合があります。

※ 学童保育所運営上または保育に堪えないと判断した場合や手数料の未納が続いた場合、午後7時以降の退室(保護者の学童への到着時間ではなく、児童が退室する時間)が続く等、誓約書（提出書類3）に違反された場合は、入所不可または途中退所となることがあります。なお、現在利用中の方で滞納のある方は申込みができません。

◆おねがい！学童保育は就労支援等の場であるため、本当に必要な方に保育がいきわたるように、
お子さんの「遊び場」としての申込はご遠慮ください。

13. オンライン申請について

世帯の方全員が就労要件で利用を希望する場合限定で、インターネット上の学童保育利用申請フォームから申請を行うことができます。詳しくはホームページをご覧ください。

ホームページはこちら

